

環境厚生常任委員会

日 時 平成26年10月14日(火)

午後1時30分 ~

場 所 第3委員会室

1 開 議

2 案件

(1) 行政報告

不妊治療助成制度の拡充について(健康福祉部)

(2) 自然エネルギーの取り組みについて

3 その他

不妊治療助成制度の拡充について

◇ 新たに対象となる事業

- ・不育治療等給付事業
- ・男性不妊治療給付事業

◇ 事業の目的

子を希望しながらも恵まれないため、不妊治療又は不育症治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊・不育で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る。

◇ 実施日

平成26年11月1日から

申請受付:平成26年11月1日から

助成対象:平成26年10月1日診療分から

事業名	一般不妊治療等給付事業		
	一般不妊 【継続】	不育症 【新規】	男性不妊 【新規】
実施主体	市町村		
支出の根拠	・各市町村実施要綱 ・不妊治療給付事業助成費補助金交付要綱(平成15年京都府告示第422号)		
負担割合	府1/2 市町村1/2		
対象治療	・一般治療(治療の一環として行う検査を含む) ・人工授精	・不育症の原因検査 ・ヘパリン注射等の治療	・精巣内精子生検採取法(TESE)及び精巣上体内精子吸引法(MESA)による手術(※体外受精、顕微授精を目的としたものであること)
保険適用	有(人工授精は無)	有	無
助成対象者及び条件	事実婚を認める (人工授精は、法律上の夫婦)		法律上の夫婦
	男女	男女	男
	京都府内に1年以上居住している夫婦		
助成の内容	本人負担の1/2		
助成上限額	1年度につき 10万円(保険適用のみは6万円)	1回の妊娠につき 10万円	1回につき ・TESE 20万円 ・MESA 5万円 ただし、1年度につき20万円まで
助成回数	制限なし		
所得制限	なし		
医療機関	指定なし		指定なし (※特定不妊治療を受ける医療機関が指定医療機関であること)
申請期間	治療日から(治療日の翌日からに変更予定)起算して1年以内		
年齢制限	なし(平成28年度以降、未定)		